⑷　工事内容　本工事は、電力遠方監視制御装置の更新を行う工事並びに当該装置運用期間中において一定回数発生する改修及び定期の小規模更新等の工事を包括して契約を実施する「維持修繕工事包括契約方式」の試行工事である。当初発注工事の本工事契約と併せて包括契約協定書を締結し、後発工事については、改修又は小規模更新の必要性が生じた都度、協議の上、業務契約及び工事契約を締結するものである。詳細については別添の基本協定（案）を参照すること。

⑸　工期　契約締結日の翌日から2021年11月30日まで（本工事は余裕期間制度の適用対象外である）

⑹　工事概算数量

機器費

監視制御卓　８台
システムコンソール　11台
プリンタ　他　１式

機構費

情報処理装置　１式
統括管理処理装置　１式
監視制御卓　１式
監視統計サーバ　１式
電力遠制親局装置　１式
バックアップ端末装置　１式
電力中央装置処理装置　１式
電力保守支援装置　１式
電力操作装置　１式

設置調整費　１式
配線費　１式
撤去費　１式

⑺　本工事は、あらかじめ指定する技術提案を求め、品質確保のための体制を確認し、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型・工場製作タイプ）の試行工事である。

⑻　本工事は、全ての入札参加者から入札価格に対応する工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑼　本工事は、契約変更により、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象工事となり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる場合がある。

⑽　本工事は、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事であり、阪神高速道路株式会社ホームページに掲載の電子入札運用基準を適用する。なお、例外的に電子入札によりがたい者は、競争参加資格確認申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）の提出時までに、同基準に基づき阪神高速道路株式会社（以下、旧阪神高速道路公団を含め、「阪神高速」という。）の承諾を得て紙入札方式によることができる。

ただし、紙入札方式は一般書留、簡易書留又は民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札のみとし、直接（持参）入札は認めない。

⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥの対象工事である。

⑿　本工事は、三者会議の対象工事ではないが、受注者が三者会議の開催の要請をした場合については、明らかに三者会議の必要性が乏しいと判断される場合を除き三者会議を実施することができる工事である。

⒀　本工事は、週休２日化を促進する試行工事（受注者希望方式）である。（週休日は、現場閉所とする）

なお、受注者は、週休２日について施工計画書に記載し監督員に提出するものとする。また、週休２日の取得実績に応じて、工事成績評定で加点評価する。

２　競争参加資格

⑴　阪神高速道路株式会社契約規則（平成23年阪神高速規則第10号）第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　開札時に阪神高速における「電気」に係る平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　阪神高速における「電気」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項について算出した点数（施工能力点）が1,050点以上の単体であること。

⑸　地域要件は指定しない。

⑹　2004年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

「同種工事」

下記に示す①、②両方の施工実績を有すること。

①　道路監視制御システム（電力遠制、施設管制、トンネル防災、交通管制のシステムの中央装置）の製作

②　道路監視制御システム（電力遠制、施設管制、トンネル防災、交通管制のシステムの中央装置）の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）

なお、本工事における「製作」の定義は、自社で製作又はシステム構築（機器（ソフトウェア除く）を調達し、発注者にて求める仕様にカスタマイズすること及びシステムとしての総合試験を実施することをいう。）を行い、納入した実績工事をいい、単に機器（ソフトウェア含む）を調達し、設置した工事は除く。製作実績については、内容のわかる資料を添付のこと。

⑺　下記３⑶に示す本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（2017年度及び2018年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、2017年度及び2018年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑼　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、本工事の現場着手時から専任で配置できること。

なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着手時期は2021年１月頃を予定している。）。

また、現場施工をしていない期間に配置する監理技術者等は、次に掲げる基準のうち下記①の資格及び下記②の工事経験を有していなくともよい。

①　下記に示すいずれかの資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・技術士（電気電子部門）
・１級電気工事施工管理技士

②　2004年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事の工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路監視制御システム（電力遠制、施設管制、トンネル防災、交通管制のシステムの中央装置）の工事（設置、調整、補修、改修のいずれか）

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。